

風俗営業許可申請必要書類等（法人用）

4号営業（まあじゃん）

必 要 書 類	必要数等	備 考
○ 許可申請書（2枚組）	1	別記様式第1号
○ 営業の方法を記載した書類（2枚組）	1	別記様式第2号
○ 営業所の使用について権原を有する書類	1	別紙参照
○ 営業所周围の略図	1	周囲100m程度が明らかになるもの
○ 営業所平面図	1	記載例参照
※ 用途地域の証明書等	1	市（区）役所、町役場等で入手可 一部の市は、インターネットで入手可
○ 誓約書（法人用）	1	役員全員の連署、別葉でも可
○ 定款	1	
○ 登記事項証明書	1	いわゆる商業登記簿
○ 住民票の写し	役員全員	本籍（国籍）記載のもの
○ 身分証明書	役員全員	<u>本籍地の役場発行</u> 外国人の場合不要。
○ 誓約書（管理者用）	1	
○ 住民票の写し（管理者のもの）	1（※1）	本籍（国籍）記載のもの
○ 身分証明書（管理者のもの）	1（※1）	<u>本籍地の役場発行</u> 外国人の場合不要。
○ 写真（管理者のもの）	2	※5
○ 申請手数料	24,000円	納入方法は申請時に確認してください。

- ※1 役員と管理者が同一の場合、住民票の写し・身分証明書は、それぞれ1通で構いません。
- ※2 公的機関の証明書等は、**3月以内**に発行を受けたものを提出してください。
- ※3 通常、許可（不許可）の決定までは**55日前後**の期間を要します。
- ※4 住居地域や学校の周囲など、条例で定める**制限地域内の場合は、不許可**になりますので、充分確認をしてください。
- ※5 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その背面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。

別紙

○ 営業所の使用について権原を有する書類

① 申請者に営業所の所有権がある場合

登記簿謄本
又は
登記事項証明書等

② 所有権がある者から賃貸等している場合

登記簿謄本
又は
登記事項証明書等

+

賃貸契約書の写し
又は
使用承諾書

③ 所有権がない者から賃貸等している場合

登記簿謄本
又は
登記事項証明書等

+

所有者から賃貸人への
賃貸契約書の写し
又は
使用承諾書

+

賃貸人から申請者への
賃貸契約書の写し
又は
使用承諾書

○ 建築基準法により、風俗営業が出来ない地域もありますので、市（区）町の建築課等にも併せて確認をしてください。

○ また、雑居ビル火災等の防止の観点から一定の場合は、消防・建築行政機関に風俗営業許可申請がされたことを通知しております。

その1	※受理年月日		※許可年月日	
	※受理番号		※許可番号	

許 可 申 請 書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第5条第1項の規定により許可を申請します。

広島県公安委員会 殿 年 月 日
 申請者の氏名又は名称及び住所

(ふりがな) 氏名又は名称	-----		
住 所	〒 () () 局 番		
(ふりがな) 営業所の名称	-----		
営業所の所在地	〒 () () 局 番		
風俗営業の種別	法第2条第1項第 号の営業		
(ふりがな) 管理者の氏名	-----		
管理者の住所	〒 () () 局 番		
(ふりがな) 法人にあつては、 その役員の名	法人にあつては、その役員の住所		
代 表 者	-----		
-----	-----		
-----	-----		
滅失により廃止 した風俗営業	廃止の事由	廃止年月日	許可番号
		年 月 日	
現に風俗営業許可等 を受けて営む風俗営業	許可年月日	年 月 日	許可番号
	営業所の名称 及び所在地		

手数料名 一般風営許可申請（通常期間）			
所属コード	消込区分	歳入科目	手数料額
50200	700	6481	24,000 円
			申請書 提出先 申請窓口 へ提出
2 050006 021309			

その2 (B) (法第2条第1項第4号の営業)									
営業所の構造及び設備の概要	建物の構造								
	建物内の営業所の位置								
	客室数		室	営業所の床面積				㎡	
	客室の総床面積	㎡	各客室の床面積	㎡				㎡	
				㎡				㎡	
	照明設備								
	音響設備								
	防音設備								
	遊技設備	台の台数 まあじやんの台数	普通台	半自動台	全自動台	計			
			台	台	台	台			
法第四条第四項に規定する営業に係る遊技機		区分	ぱちんこ遊技機	回胴式遊技機	アレンジポール遊技機	じやん球遊技機	その他の遊技機	計	
		型式数	型式	型式	型式	型式	型式	型式	
台数	台	台	台	台	台	台			
その他の遊技設備									
その他									
※ 風俗営業の種類									
※ 兼業									
※ 同時申請の有無		① 有	② 無	※ 受理警察署長					
※ 条件	年 月 日								
	年 月 日								
	年 月 日								

その1	
営 業 の 方 法	
営業所の名称	
営業所の所在地	
風俗営業の種別 法第2条第1項第 号の営業	
営 業 時 間	午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 時 分から 午後 時 分まで ただし、 の日にあつては、 午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 時 分から 午後 時 分まで
18歳未満の者を従業員として使用すること	①する ②しない
	①の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）
18歳未満の者の立入禁止の表示方法	
飲食物（酒類を除く。）の提供	①する ②しない
	①の場合：提供する飲食物の種類及び提供の方法
酒 類 の 提 供	①する ②しない
	①の場合：提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法
当該営業所において他の営業を兼業すること	①する ②しない
	①の場合：当該兼業する営業の内容

その2 (B) (法第2条第1項第4号の営業)		
(まあじゃん屋のみ記載すること)		
遊 技 料 金	①客1人当たりの時間を基礎として計算する	
	②まあじゃん台1台につき時間を基礎として計算する	
	全自動台につき	円
	半自動台につき	円
	その他の台につき	円
遊 技 料 金 の 表 示 方 法		
(ぱちんこ屋及び令第15条に規定する営業のみ記載すること)		
ぱちんこ屋及び令第8条に規定する営業の遊技料金	ぱちんこ遊技機	玉1個 円
	回胴式遊技機	玉1個 円
		メダル1枚 円
	アレンジボール遊技機	玉1個 円
		メダル1枚 円
	じゃん球遊技機	玉1個 円
メダル1枚 円		
その他の遊技機 ()	につき 円	
その他の営業の遊技料金 ()	遊技の種類 ()	につき 円
遊 技 料 金 の 表 示 方 法		
賞 品 の 提 供 方 法		
提供する賞品のうち最も高価なもの		

(役員用)

誓 約 書

私共は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第4条第1項第1号から第9号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和 年 月 日

広島県公安委員会 殿

法人名

役員

役員

役員

役員

(管理者用)

誓 約 書

- 1 私は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第24条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。
- 2 私は、風俗営業の営業所の管理者として、その業務を誠実に行うことを誓約します。

令和 年 月 日

広島県公安委員会 殿

店名

氏名